



平成 20 年 1 月 30 日

各 位

会社名 ラオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 巖
(コード番号 8202 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 山本 融
(TEL 03-5446-5771)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 21 日開催の取締役会において、平成 20 年 2 月 1 日開催予定の臨時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社との業務資本提携契約締結に伴い、新たに優先株式発行による第三者割当増資を行い、自己資本の充実により財務基盤の強化を図るため、優先株式の発行を可能とする定款変更を行うものです。

2. 変更の内容は別紙の通りとなります。

(変更部分は下線で示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略) 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は2億7,000万株とする。 (新 設) (新 設)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり) 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>2億9,000万株</u> とする。 (発行可能種類株式総数) 第7条 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式 <u>2億7,000万株</u> 2. A種優先株式 <u>2,000万株</u> (剰余金の配当) 第8条 当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、その時点におけるA種優先株式転換比率(下記第10条(2)において定められる。)を乗じて得られる額の配当(以下「A種配当金」という。)を、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)と同順位にてする。

(新 設)

(新 設)

(残余財産の分配)

第9条 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円(以下「A種優先残余財産分配金」という。)を分配する。

— 当社は、前項に基づく分配後、さらに残余する財産があるときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、その時点におけるA種優先株式転換比率を乗じて得られる額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて分配する。

(取得請求権)

第10条 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有するA種優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

(1) 取得請求期間

平成20年8月8日から平成29年8月8日までとする。

(2) 取得の条件

当社は、本件請求に係るA種優先株式を取得したときは、A種優先株式1株につき下記(イ)乃至(ロ)に定める取得価額に基づいて算定される数(A種優先株式1株とかかる数との割合を「A種優先株式転換比率」という。)の当社の普通株式を交付する。

(イ) 当初取得価額

1株当たり25円とする。

(ロ) 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

() 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての

効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

- () 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- () 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本()において同じ。))の取得による場合又は普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right) \times \text{払込金額}}{\left(\frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right) \times \text{調整前取得価額}}$$

但し、本()による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われな

- () 調整前の取得価額を下回る価額をもって、(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。))又は、(y)普通株式を目的とする新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の

証券又は当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本()において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、上記(x)又は(y)における発行価額又は処分価額を「1株当たり払込金額」として使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本()による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

() 行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当会社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本()による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有す

	<p>るA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。</p> <p>(b) <u>上記(a)に掲げた事由によるほか、下記()乃至()のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p>() <u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>() <u>前()のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>() <u>上記(a)の()に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。</u></p> <p>() <u>上記(a)の()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。</u></p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。</u></p>
--	---

<p>(株券の発行) 第7条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 第9条～第42条 (条文省略)</p>	<p>(八) 取得により交付すべき普通株式数 A種優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。 A種優先株主が取得請求のために提出した A種優先株式の払込金額の総額 普通株式数 = $\frac{\text{取得価額}}{\text{取得価額}}$</p> <p>但し、A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額は、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。</p> <p>(二) 取得請求受付場所 当社株主名簿管理人</p> <p>(ホ) 取得の効力発生 取得の効力は、取得請求書および取得請求に係るA種優先株式の株券が上記(二)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。</p> <p>— 現金を対価とする取得請求権 A種優先株主は、平成20年8月8日以降平成24年8月8日までの間、その保有するA種優先株式の全部又は一部について、第1項に定める普通株式を対価とする取得請求に代わり、当社に対して、現金を対価とする取得を請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき以下に定める額の金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとする。 500円に、A種優先株式発行日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間につき年率複利換算10%で算出される利息相当額を加算した額。</p> <p>(株券の発行) 第11条 (現行どおり) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第12条 当社の単元株式数は、普通株式およびA種優先株式共に1,000株とする。 第13条～第46条 (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

- 平成19年12月21日 取締役会において、定款一部変更及び臨時株主総会における付議決議、並びに東京証券取引所において、「臨時株主総会招集及び議案決定に関するお知らせ」の情報開示。
- 平成20年1月30日 東京証券取引所において定款一部変更に関する内容の情報開示。
- 平成20年2月1日 臨時株主総会において決議予定。

以上